

公益財団法人東京しごと財団における令和7年度事業の公募について

1	総則	
	以下に示す事業の企画競争の実施については、この文書及び各事業別の募集要項によるものとする。	
2	募集要項	
	件名	令和7年度これからシルバー応援FESTA事業業務委託
	概要	我が国は人生100年時代を見据え、働く意欲のある高齢者の就業機会を拡大することが重要とされている。 シルバー人材センター会員が福祉・家事援助サービス事業をはじめとする様々な分野において働くことにより地域社会に貢献できること、シルバー人材センターの魅力やライフスタイルに合わせた無理のない働き方を選択できるメリットがあること等を広く都民に発信することで、シルバー人材センターのイメージアップと60歳前半層や女性を含め、広く入会促進を図ることを目的として、都内各地において「これからシルバー応援F E S T A」を実施する。
3	実施期間	
	契約締結日から令和8年3月31日まで	
4	仕様内容	
	募集要項による。（仕様公開日にビジネスチャンス・ナビ（以下、「ナビ」という。）にてデータを掲載。） ※参加申請にあたっては、 <u>ナビへの事前登録が必要となる</u> 。詳細は後述。	
5	予算額	
	募集要項による。（仕様公開日にナビにてデータを掲載。）	
6	応募資格	
	(1) 法人格を有すること。	
	(2) 法令等を遵守していること。	
	ア	過去5年間に重大な法令違反がないこと。
	イ	労働保険・厚生年金保険・健康保険又は船員保険の未適用及びこれらにかかる保険料の未納があった場合に、その日から2年を経過しない者でないこと。
	ウ	納期の到来している法人都民税及び法人事業税を完納していること。
	エ	企画提案申込み時から過去1年間に財団又は東京都等との委託契約等における契約違反がない者。
	オ	東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第4号に規定する暴力団関係者でない者、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）別表1号に該当するとして（事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置期間中でない者。 ※東京都暴力団排除条例 https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00004199.html ※東京都契約関係暴力団等対策措置要綱 https://www.e-procurement.metro.tokyo.lg.jp/documents/pdf20230711135326_1.pdf

(3) 経営状態が安定しており、以下のいずれにも該当しない者であること。																			
ア	会社更生法の規定による更生手続開始の申立てをした者（債権者を除く）又は手続きの開始決定がされた債務者。																		
イ	民事再生法の規定による再生手続開始の申立てをした者（債権者を除く）又は再生手続きの開始決定がされた債務者。																		
ウ	破産法に基づく破産手続の申し立てをした者（債権者を除く）又は破産手続開始決定を受けた者。																		
エ	予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に準じて、次の（ア）、（イ）のいずれにも該当する者でないこと。 <table><tr><td>（ア）</td><td>当該契約を締結する能力を有さない者（未成年、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く）及び破産者で復権を得ない者。</td></tr><tr><td>（イ）</td><td>以下の a ～ g のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後 2 年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする）<table><tr><td>a</td><td>契約の履行に当たり故意に事業の執行及び成果を粗雑にし、又は実績の数量等に関して不正の行為をした者。</td></tr><tr><td>b</td><td>公正な競争の執行を妨げた者。</td></tr><tr><td>c</td><td>落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。</td></tr><tr><td>d</td><td>監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者。</td></tr><tr><td>e</td><td>正当な理由なく、契約を履行しなかった者。</td></tr><tr><td>f</td><td>入札において落札者と決定された者又は随意契約において契約の相手方として決定された者が、正当な理由がなく契約を締結しない者。</td></tr><tr><td>g</td><td>前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。</td></tr></table></td></tr></table>	（ア）	当該契約を締結する能力を有さない者（未成年、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く）及び破産者で復権を得ない者。	（イ）	以下の a ～ g のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後 2 年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする） <table><tr><td>a</td><td>契約の履行に当たり故意に事業の執行及び成果を粗雑にし、又は実績の数量等に関して不正の行為をした者。</td></tr><tr><td>b</td><td>公正な競争の執行を妨げた者。</td></tr><tr><td>c</td><td>落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。</td></tr><tr><td>d</td><td>監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者。</td></tr><tr><td>e</td><td>正当な理由なく、契約を履行しなかった者。</td></tr><tr><td>f</td><td>入札において落札者と決定された者又は随意契約において契約の相手方として決定された者が、正当な理由がなく契約を締結しない者。</td></tr><tr><td>g</td><td>前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。</td></tr></table>	a	契約の履行に当たり故意に事業の執行及び成果を粗雑にし、又は実績の数量等に関して不正の行為をした者。	b	公正な競争の執行を妨げた者。	c	落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。	d	監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者。	e	正当な理由なく、契約を履行しなかった者。	f	入札において落札者と決定された者又は随意契約において契約の相手方として決定された者が、正当な理由がなく契約を締結しない者。	g	前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
（ア）	当該契約を締結する能力を有さない者（未成年、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く）及び破産者で復権を得ない者。																		
（イ）	以下の a ～ g のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後 2 年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする） <table><tr><td>a</td><td>契約の履行に当たり故意に事業の執行及び成果を粗雑にし、又は実績の数量等に関して不正の行為をした者。</td></tr><tr><td>b</td><td>公正な競争の執行を妨げた者。</td></tr><tr><td>c</td><td>落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。</td></tr><tr><td>d</td><td>監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者。</td></tr><tr><td>e</td><td>正当な理由なく、契約を履行しなかった者。</td></tr><tr><td>f</td><td>入札において落札者と決定された者又は随意契約において契約の相手方として決定された者が、正当な理由がなく契約を締結しない者。</td></tr><tr><td>g</td><td>前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。</td></tr></table>	a	契約の履行に当たり故意に事業の執行及び成果を粗雑にし、又は実績の数量等に関して不正の行為をした者。	b	公正な競争の執行を妨げた者。	c	落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。	d	監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者。	e	正当な理由なく、契約を履行しなかった者。	f	入札において落札者と決定された者又は随意契約において契約の相手方として決定された者が、正当な理由がなく契約を締結しない者。	g	前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。				
a	契約の履行に当たり故意に事業の執行及び成果を粗雑にし、又は実績の数量等に関して不正の行為をした者。																		
b	公正な競争の執行を妨げた者。																		
c	落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。																		
d	監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者。																		
e	正当な理由なく、契約を履行しなかった者。																		
f	入札において落札者と決定された者又は随意契約において契約の相手方として決定された者が、正当な理由がなく契約を締結しない者。																		
g	前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。																		
(4)	公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者又は信用度が極端に悪化している者でないこと。また、青少年の健全育成上ふさわしくない事業を行ってないこと。																		
(5)	宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。																		
(6)	法人の採用にあたっては、公正な採用選考を行っていること。																		
(7)	企画提案参加希望書提出時に、以下の実績及び認定があることを証明できる書面を提出すること。 過去に官公庁等が主催した啓発に係る催事の実施業務（事前準備、会場設営及び運営等全般）、又は類似するイベントを受託した実績があること。																		
(8)	本事業を実施するために必要な人員体制の確保が可能であること。 本契約の履行に必要な人員の確保・養成、これを支援する本社組織の体制など、本事業を実施するために必要な執行体制が整っていること。																		
(9)	次の事項に該当しない者であること。 <table><tr><td>ア</td><td>添付書類に虚偽の事実を記載した者</td></tr><tr><td>イ</td><td>仕様を閲覧していない者</td></tr><tr><td>ウ</td><td>仕様の閲覧者と企画提案に参加する者が同一でない者 ※複数の企業で構成される企業グループにおいても、企画提案参加を希望する構成員（企業）が仕様を必ず閲覧すること。</td></tr></table>	ア	添付書類に虚偽の事実を記載した者	イ	仕様を閲覧していない者	ウ	仕様の閲覧者と企画提案に参加する者が同一でない者 ※複数の企業で構成される企業グループにおいても、企画提案参加を希望する構成員（企業）が仕様を必ず閲覧すること。												
ア	添付書類に虚偽の事実を記載した者																		
イ	仕様を閲覧していない者																		
ウ	仕様の閲覧者と企画提案に参加する者が同一でない者 ※複数の企業で構成される企業グループにおいても、企画提案参加を希望する構成員（企業）が仕様を必ず閲覧すること。																		

7	仕様公開	
	公開予定日	令和7年5月12日（月）
	公開予定時刻	13:00
	公開場所	ナビ上
	備考	仕様の閲覧にあたっては、ナビ（ https://www.chancenavi.jp/bcn ）上に掲載されている「仕様閲覧申込書」に記入の上、以下に示す仕様閲覧申込受付締切日の 13時 までに、ナビの希望申請にて所定項目を入力し、添付すること。
8	契約情報の公表	
	本契約が東京都指導のもと公表対象となる場合（契約金額250万円以上）、受託者は契約情報の公表に同意すること。公表に同意しない場合は契約締結後14日以内に委託者に文書で協議を行うこと。	
9	事業者選定スケジュール（参考）	
	4月18日（金）	公示開始・仕様閲覧申込受付開始
	5月2日（金）	仕様閲覧申込受付締切
	5月12日（月）	仕様公開・質問受付開始・企画提案参加申請（書類提出）受付開始
	5月15日（木）	質問受付締切
	5月19日（月）	質問回答
	5月23日（金）	企画提案参加申請（書類提出）受付締切
	5月30日（金）	書面審査結果通知（合格者のみ）
	6月6日（金）	企画提案書提出締切
	6月16日（月）	企画提案（プレゼンテーション）
	6月下旬	受託予定者（内定者）決定通知
	※本スケジュールは変更される場合がある。	
10	問合せ先	
	公益財団法人東京しごと財団　総合支援部　財務課　契約係 電話：03-5211-2308　メールアドレス：nyusatsu@shigotozaidan.or.jp <u>※なお、本事業の内容等に関する質問は、上記に示す質問受付開始～質問受付締切の期間中に、仕様公開日に提示する方法によってのみ受け付ける。事前の電話等による質問には、一切応じない。</u>	